

第 35 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 25 年 7 月 1 日 (月)
		午後 5 時 00 分
場	所	ヴィアーレ大阪 4 階ヴィアーレホール

大阪市都市景観委員会（第35回）

1. 開催日時 平成25年7月1日（月）午後5時00分～7時00分

2. 開催場所 ヴィアーレ大阪4階ヴィアーレホール

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長	澤	木	昌	典
委員長代理	嘉	名	光	市
委員	阿	部	昌	樹
	下	村	泰	彦
	高	崎	邦	子
	中	嶋	節	子
	橋	寺	知	子
	福	田	知	弘

(2) 市側

生	駒	都市計画局建築指導部長
國	松	都市整備局企画部長
上	田	建設局公園緑化部長
田	中	港湾局営業推進室長
山	野	交通局鉄道事業本部建築部長
河	合	建設局管理部路政課長
植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
	森	天王寺区役所市民協働課ソテイ・プロモーション担当課長代理
正	垣	建設局総務部企画課長代理

事務局（都市計画局）

佐	藤	都市計画局長
角	田	開発調整部長
山	田	開発調整部都市景観担当課長
大	倉	開発調整部都市景観担当課長代理
奥	谷	開発調整部開発誘導課担当係長

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員長の互選等について

- ・ 委員による委員長の互選
- ・ 委員長による委員長職務代理者の指名

(2) 都市景観資源について

- ・ 都市景観資源の登録について
- ・ 天王寺区の都市景観資源候補について

(3) デザイン性の高い(デジタルサイネージ含む)広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について

(報告) 御堂筋の活性化について

3 閉 会

[配付資料]

- ・ 資料 1 - 1 都市景観資源の登録について
- ・ 資料 1 - 2 都市景観資源登録までの流れ
- ・ 資料 1 - 3 天王寺区の都市景観資源候補について(募集概要と結果)
- ・ 資料 1 - 4 天王寺区の都市景観資源候補について(審査対象物件(案))
- ・ 資料 1 - 5 平成 25 年度都市景観資源にかかるスケジュール
- ・ 資料 1 - 6 - 1 天王寺区の都市景観資源 評価シート
- ・ 資料 1 - 6 - 2 天王寺区の都市景観資源 個別カルテ
- ・ 資料 1 - 6 - 3 天王寺区の都市景観資源 現地写真
- ・ 資料 1 - 6 - 4 天王寺区の都市景観資源 位置図
- ・ 資料 2 - 1 デザイン性の高い(デジタルサイネージ含む)広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について
- ・ 資料 2 - 2 広告物の設置事例(委員限り資料)
- ・ 資料 3 - 1 御堂筋の活性化に関する検討調査報告書概要版
- ・ 資料 3 - 2 御堂筋の活性化に関する検討調査報告書
- ・ 参考資料 1 大阪市都市景観条例
- ・ 参考資料 2 大阪市都市景観規則
- ・ 参考資料 3 大阪市都市景観委員会運営要綱

5. 議事の概要

○山田都市景観担当課長

定刻が参ったようでございますので、ただいまより第35回の大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私、大阪市都市計画局開発調整部におります都市景観担当課長の山田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、報道機関の方にも来ていただいております、少しお願ひがございませう。議事開始までに限り、会場内の写真撮影、録画、録音を認めたいと思っております。議論中は写真撮影、録音、録画等はできませんので、撮影等をされる場合はただいまの間にお願ひいたします。

また携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、議論の妨げにならないよう御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

次に、本日の都市景観委員会につきましては、大阪市都市景観条例に基づきます委員委嘱後の初の委員会の開催となっております。そこで、最初に委員会に御出席いただいております委員の皆様方を、事務局より御紹介させていただきます。

お手元のほうに、委員名簿をお配りさせていただいておりますが、これに沿って御紹介したいと思います。

まず、大阪市立大学院教授、阿部昌樹委員でございます。次に、大阪市立大学院准教授、嘉名光市委員でございます。次に、大阪大学大学院教授、澤木昌典委員でございます。次に、大阪府立大学大学院教授、下村泰彦委員でございます。次に、株式会社JTB西日本広報室長、高崎邦子委員でございます。次に、京都大学大学院准教授、中嶋節子委員でございます。次に、関西大学准教授、橋寺知子委員でございます。

あと、大阪大学大学院准教授の福田知弘委員についても御出席の予定でございませうが、所用の関係で少しおくれでいらっしやいます。また後ほど、議論に参加いただく予定となっております。

以上の8名の委員の皆様には御出席いただいております。

次に、本日所用により欠席されている委員といたしまして、摂南大学教授、岩田三千子委員、京都大学大学院教授、白土博通委員、大阪産業大学准教授、田中みさ子委員、合わせまして11名の委員の皆様には御就任いただいております。

それでは最初に、本委員会の開会に当たりまして、佐藤都市計画局長より一言御挨拶を

申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤都市計画局長

都市計画局長をしております佐藤でございます。本日は大変お忙しい中、都市景観委員会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、第35回目の委員会を迎えるということで、本市としては景観行政に早くから取り組んできたわけでございますけれども、どちらかという今までの景観行政に関して、少しめり張りというのがないのではないかというようなご意見をいただいた時期もございました。

昨年あたりから、梅北や御堂筋、本日も御堂筋の活性化について御報告させていただきますが、そういった都心の景観というものをどうつくっていくのかということ、もちろん形態的なデザインをどうするかということが1つの柱でございますけど、それをどう動かしていくのかということで、例えばアメリカで、特にニューヨークあたりで盛んに導入され、議論されていますB I Dの制度であるとか、あるいはエリアマネジメント、エリアマネジメントは日本でもいろんな都市で取り組もうという動きがございますけれども、こういった仕組みを景観行政の中にどう取り入れていくのかということが、大きなテーマの1つになってきているという認識をしてございます。そういう意味で、この景観委員会での御議論を、我々の行政の制度の中に、ぜひ反映させていきたいと思っております。

本日も、報告なり議論の中でそういったテーマを少し取り上げさせていただいておりますので、御審議のほう、よろしく賜りたいと思っております。

簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

○山田都市景観担当課長

今、福田委員が来られましたので御紹介させていただきます。大阪大学大学院准教授の福田知弘委員でございます。

○事務局

(資料確認)

○事務局

それでは次第に従いまして、しばらく事務局のほうで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず本日の1つ目の議題でございますが、委嘱後初めての委員会でもございますので、最初に委員長の互選についてお諮りしたいと存じます。委員長につきましては、大阪市都

市景観規則第17条第1項の規定によりまして、委員長は委員の皆様の互選により定めることとなっておりますので、どなたか御推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部委員

よろしゅうございますか。

○事務局

阿部委員、よろしく申し上げます。

○阿部委員

そうしましたら、前期、前々期も委員長代理を務めていただいて、この委員会の活動ですとかミッションに非常にお詳しい澤木先生に、ぜひ委員長をお願いできたらと思いますけど、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

よろしいでしょうか。それでは澤木委員に委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、まず委員長より御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いたします。

○澤木委員長

皆さん、こんにちは。ただいま委員長を拝命いたしました大阪大学の澤木でございます。

少し御紹介にもありましたけれども、実は私自身、この都市景観委員会のかかわりというのは、正式な委員ではなかったのですが、検討部会の委員として2004年ぐらいからかかわらせていただき、その間、景観法の導入といった形で大阪市が景観検討部会をつくっていく、それについての検討を、委員におられます嘉名先生、下村先生、大阪大学、大阪府立大学、府立大学といったところの先生方と色々な形で調査をしたり、検討してきた経緯がございます。

そういう中で、大阪市はいち早く、しかも大阪市全域を景観計画区域に指定するという形で、景観法の適用といいますか導入を進めてまいりましたけれども、先ほど都市計画局長のお話の中で少し張りやがなかったのではないかというお話がありましたが、景観法が導入されて、10年程度たってきていて、いろんな自治体でそれなりの取り組みが蓄積されてきていますが、そういう中で大阪市が景観行政の先頭に立っているかということ、なかなかそうではない部分があるなと思います。そういう意味で、嘉名先生、下村先生にも

ご就任いただいた今期の委員会の中で、大阪市の景観行政がよりよい方向に推進できるような形で、皆さんの御意見、御協力をいただければと思っている次第です。

この間、特に、本日も議題になっています都市景観資源というものについて、これは各地域・区から推薦をいただきまして、この委員会で現地調査を実施し、審査を行い選定していくというような作業をずっと積み重ねてきておりまして、今年度もまた天王寺区を対象に、そういったことをしていきます。先ほども申しましたように大阪市の都市景観行政の一層の推進に向けて皆様の御協力をいただきたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

引き続きまして、委員長の職務代理者についてでございます。大阪市都市景観規則第17条第3項の規定によりまして、委員長の職務代理者におきましては委員長が指名することとなっております。澤木委員長、いかがいたしましょうか。

○澤木委員長

そうしましたら、少しお手数をかけることになるのですが、委員長の職務代理には嘉名委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは嘉名委員、委員長職務代理者ということで、よろしくお願いいたしますと存じます。それでは、これからの議事進行につきましては、澤木委員長のほうにお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○澤木委員長

それでは、これから議事に入って行くわけですが、その前に、都市景観委員会運営要綱3の3に基づきまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。今回の議事録署名人には、阿部委員と嘉名委員の二人にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題ですが、資料の次第にございますような形で進んでいきます。

(2) 都市景観資源についてということで協議をしていきたいと思っております。これにつきまして、事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

(資料1-1、1-2を説明)

○澤木委員長

ありがとうございました。都市景観資源の登録について資料1-1と、登録までの流れ、資料1-2について御説明いただきました。

この件について何か御質問等ございますでしょうか。今期から委員になられた方もおられるので、少しこの辺がわからないというところがございますたら、御質問いただければと思いますけど。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら引き続きまして、本年度の対象であります天王寺区の都市景観資源候補についてということで、天王寺区役所の都市景観資源候補についての御説明を、区役所の方からいただけるということですので、よろしく願いいたします。

○森天王寺区役所シティ・プロモーション担当課長代理

(物件説明)

○澤木委員長

どうもありがとうございました。天王寺区役所のほうから候補として推薦いただいた48件について、それぞれ写真つきで御紹介いただきましたけれども、ただいまの候補について、何か御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

下村委員、どうぞ。

○下村委員

選定するときの対象、この都市景観資源の対象としてなのですが、お寺とか公園というのは敷地が決まっていると思うのです。坂だったら、どこからどこまでかというふうな、場所を特定する必要があるのかどうかですね。

あとは、標識など、例えば焼き肉屋の風景というのは、どの場所がそれに該当するのかというふうに、マップにここからここまでだというものを落とし込めるようなものを対象と今までされてきたのか、あと公園の中にある、碑などになりますと公園と碑が重複してかかってこないかどうかなどですね。そのあたり、まず、対象物というのが特定できるものであったほうがいいのか、なくても対象として登録できるのかどうか、この1点、過去の経緯も含め教えていただければと思うのですが。

それにおいては、公園が都市景観資源だという位置づけになった場合、その中のモニュメントは、それも単体でまた登録になると、何か重複しているような印象もあるんですが、ほかの区でどのように登録を行っているかという事例も、御説明いただけるのであれば、

教えていただきたいと思います。

○澤木委員長

それでは、天王寺区の48件の候補物件について、必須要件を満たしているかどうか等の確認は、これからしていこうと思っているのですが、下村委員の御質問で、特定の地域を対象としにくいようなもの、あるいは大きな公園の中に、それぞれのパーツとして挙げられているものと全体というように、重複するようなものに対しては、今までどうしてきたか、事務局からお答えいただいているのですか。

○事務局

今までの事例の中で街並みなど、そういった事例もございまして、登録の際に明確にどこからどこまでの範囲とするかは推薦いただいている区役所などと相談しながら決定させていただいております。

公園について、園内に存在する物が候補となっている際においても、一旦は委員の先生方に個別に審査いただきそのうえで個別で登録となれば個別に、一体として登録となれば、名称等で園内にある物件を表現するなど調整し、1つにまとめて登録という形にさせていただいております。

○澤木委員長

下村委員の御質問のあったところ、結構審査のときに議論したり悩むところで、ケース・バイ・ケースでいろいろ決めているのですけれども、例えば他の区の近代建築群とか、古い街並みとかいった場合に、そういうものが集中しているあたりで、どの辺で切ろうとか、特にそういうストリート景観といいますか、切り方というのはケース・バイ・ケースで選別しながら、この委員会で事務局と相談しながら決めてきたという部分があります。

それから、重複で登録するというのは余りなかったと思うのですが、例えば、大阪の北野天満宮さんのあたりのところだと、境内の中にいろんなものがあって、そういったものが境内の中で一体的に見たらいいのではないかという意見があったものは一体で登録した。こうだからというルールはなくて、皆さんの審査を経て、これは別々で景観資源に登録したらいいのではないかという御意見になれば、一個一個の独立したものとして登録するみたいな形でやってきたのかなと思います。判断に悩むところなのですが。

個々の物件についての御質問等はいかがでしょうか。この後、また皆さんに現地を分担して見に行ってもらえることになるのですけれども、そのときにでも、また御質問はいただけるとおもいますが。

○中嶋委員

質問なのですけれども、天王寺区さんがつくってらっしゃる「ええトコ情報を募集します」というパンフレットの御説明をいただいて、その中に募集対象で、幾つか新しい項目、カテゴリーをつけ加えられたということで、風景とか行事とか逸話とか珍百景とかいうのがあるのですけれども、今回は景観条例の中に合う景観資源候補を挙げていただいて、いわゆる物理的なものが対象になっていると思うのですけれども、それ以外にもお聞きになって、今後どういうふうに活用したい、というのは結局、景観資源としてのものを登録していくのですけれども、今回の御説明にあったように、夕日が見えるとか、坂道の場合も、坂道そのものを守るだけじゃなくて、坂道から見える夕日の風景であったりとか、そういうものも一緒に考えていくというのがすごく大事なことじゃないかなと思ってまして、景観資源そのものの活用の仕方もあるのですが、景観資源の活用をどう考えるかということと、今回推薦に挙がってこなかったものの中にどういうものがあるって、それを区として、どういうふうに活用されているのかという、その2点をお伺いしたかったのですけれども。

○森シティ・プロモーション担当課長代理

それ以外に挙がってきたものについてカテゴリーで言いますと、募集パンフレット「募集対象」の6番から10番で挙がってきたものをどう活用していくかというところなのですけれども、当初10月31日までの募集期間にしましたけれども、その後も募集を続けました。そういう意味で、もっと増えています。

例えば、覚えているもので言うと、天王寺公園でイルミネージュという催しがされて、いろんなライトアップされたものがあるのですけど、その写真が挙がってきたりとか、そういうものを写真でいただいたりとかというのもありました。そういうものにつきましては、天王寺区のいろんなところの御紹介を今後させていただいていくなかで活用していきたいと思っておりますし、それぞれいただいた写真というのはパネルにして、何か催しの際に、御紹介させていただくなど、天王寺区のホームページで順次紹介しているところです。少し数が多いのでどこまで紹介するかなどは考えていますが、フェースブック等で、どれが一番「いいね！」という評価がついたかという調査などもやっていけたらと思っております、いろんなところで御紹介させていただいて、多くの方にこういうものがあるというのは知っていただくために活用していきたいと思っております。

○澤木委員長

よろしいでしょうか。高崎委員退席される前に、何かありましたら優先的に。

○高崎委員

私もいろいろ見させていただいて、ここに挙がっているもの一つ一つが非常に重要なのですが、やはり周りとの調和というか、動線がどうだとか、それから、結構意識したのは、地元の方々が、ええトコ情報ということで自慢するというふうに、地元の方々の意識というのが非常に重要だなという気がいたします。少し感想めいたことになるのですが。

それから、先ほど局長が最初に、エリアマネジメントということをおっしゃられて、やはりその地域毎の特徴、そのもの自体が古くからあって整備されているということも重要なのですが、全体として資源の候補がどういう位置づけなのかということも、実際に現場を見て回るときに意識をして審査したいなと思っています。

○澤木委員長

ありがとうございました。御質問というよりも御意見という形で承っておきたいと思えます。

そのほかの天王寺区の資源候補について、御質問いかがでしょうか。

とりあえず、景観資源候補としてどう見るかというあたりの事務局からの説明を、資料1-4を先にいただいて、その後少し意見交換できるかと思えますので、事務局のほうから説明をお願いしますでしょうか。

○事務局

(資料1-4、1-5説明)

○澤木委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から必須要件の確認、それと今後の当委員会で景観資源を選定していくためのスケジュールについて説明がございましたけれども、前のことも含めて結構ですが、何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

これまでですと、区から推薦いただいても必須要件に照らすと、何件か審査の対象から外す物件というのがあって議論をしたのですが、今回は48件全て除外要件には当たらないという形で、一応審査の対象にしようということでございます。実際に委員の皆さんに見ていただきながら、公共的な場所からは見にくいなとか、いろんな意見が出てくるとは思いますが、それは審査の過程で協議させていただくということになると思えます。特に御質問等ございませんか。ありますか。

○嘉名委員長代理

1点教えていただきたいのですが、手続について、資料1-5です。所有者等の意向確

認というのがありましたけど、これは今まで、例えば審査はしたのだけど所有者が嫌だとおっしゃって、例えば登録されなかったケースというのはあつたりするのでしょうか。あるいは、この意向確認で嫌だとおっしゃっても登録すべきものはするということなのか、そのあたりをもう少し教えていただけますでしょうか。

○事務局

特に個人の方に多いのですが、やはり登録するといろんな人が来るとか、見られるということもあって、登録に御理解いただけない場合もあります。そういった際は所有者様の意向を尊重するという判断のもと、登録をしていないという物件もなかにはございました。登録候補ということで御推薦いただいているのですが、やはりこのあたりのところは配慮しながら、登録のほうをさせていただきたいと考えております。

○澤木委員長

よろしいですか。数値的には資料1-1という資料がありますが、これの2枚目に参考で、これまで実施した区の審議結果という表がございます。これの一番右の欄が、意向確認後の登録物件数、そのすぐ左側が審査による登録の候補数ということですので、これを見ますと旭区で2件とか中央区で5件とか、やはり意向を確認したときに同意いただけなくてという形のものが幾つかあるようです。

そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これからの天王寺区の都市景観資源の登録に向けての審査対象物件ということで、一応この区役所から推薦いただいている48件全てを対象にしていきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

それでは一応、これで2つ目の議題の都市景観資源についてというのを終えまして、3番目のデザイン性の高い（デジタルサイネージを含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討についてということで、今までの景観委員会では余りこういった議題がなかった点でございますけれども、少し委員の皆さんのほうに御意見をいただきたいということで、きょうの議題にしております。

では、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

○事務局

(資料2-1、2-2説明)

○澤木委員長

ありがとうございます。ただいま事務局のほうからデザイン性の高い（デジタルサイネ

ージを含む) 広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討ということで御説明をいただきました。

市のほうでは、この委員会の検討を通じて、今年度の年度内に最終取りまとめをしていきたいと。特にその中でも、モデル路線として御堂筋を対象に、例示ですけれども心齋橋以南の商業地区と淀屋橋から本町の業務地区と、こういった少し性格の違うところを見ながら、御堂筋の魅力向上に向けてデザイン性の高い広告物、あるいはデジタルサイネージを活用していけないかというあたりを検討したいということでございます。

本日は、予定表にあるように、検討にあたっての現状整理とか、特に、他の政令市においてこういった新しく出てきた技術等々に対する対応が始まっているところではどんなふうに規制・誘導しているかといったような知見を少し整理していただいた上で、3点ほどこういった議論をしてほしいという論点の整理をしていただいておりますので、今後の進め方等を含めて、本日は少し皆さんに、こんな点を注意して検討していったらどうかとか、自分はこういったことに対してはこんなふうに思っているよとか、少し自由な意見交換をできればなと思っておりますけども、いかがでしょうか。

私自身の研究の中でも、こういったデジタルサイネージというのは、まだ扱ったことはないのですが、例えば下村先生とか嘉名先生、中嶋先生などで、何かこういうこと研究したことがあるなど、あるいは誰かがこんなことを言っていたとか、何か情報提供いただけるでしょうか。

○嘉名委員長代理

まだこれから検討ということですけども、例えば委員限り参考資料として配っていただいている写真資料ですけども、これが実態として最近いろんなものが出てきているということをお示しいただいているものだと思うのですが、例えば、某衣料品店(心齋橋店)の事例のように、どこからどこまでが広告なのかという判断がかなり難しいようなケースもあるのだと思うのです。それから、同衣料品店(銀座店)ですけど、これは常にロゴが浮かび上がっているわけではないですよ。瞬間的に出てくるロゴを広告とみなすのならば大きすぎるのではないかみたいなどころもある。かなりグレーな部分がどうしても出てくる。つまり動いている、変化するということであるため。

今までの広告物というのは固定で、ある一定の場所や壁面に出てくるというのを前提につくられていますから、そもそも制度が合っていないというところが1つあるのだと思うのです。

あともう一つ、デジタルサイネージといわれるものですね。それは今のお話とは似ていますが、どちらかという写真資料にもある渋谷の中高層階の情報発信モニターなんかが一番有名かもしれませんが、巨大モニタータイプのもので、先ほどの衣料品店のよう建物全体が光るとか、幾つかのパターンがありそうで、それぞれごとにやはりどういう対応が考えられるのかという検討はいるのじゃないかと個人的には思っています。

あと、海外、国内外ではメディアファサードというような言い方も多分していると思いますが、先ほどの衣料品店（心齋橋店）とか表参道の商業施設とか、そういう壁面全体が光るようなタイプですね。これは広告と差別化するのはなかなか難しいのですが、メディアファサードと一般的には言われていて、こういうケースだと国によっては、例えば韓国なんかだと事前にデザインのレビューをします。どういう動的な映像が流れるのかというのをチェックして、その上で可能か不可能かという審査をするということがされていると聞いています。私もまだ把握はしていないのですが、そういう、チェックする仕組みが海外なんかではあるということも聞いてはおります。

今回の場合、他都市の事例を拝見していると、大きさをチェックするというやり方もありますし、やや踏み込んだ話になると、今申し上げたようなコンテンツ次第だと、コンテンツ次第でイエスかノーか判断するという方法もある。ただし、それをやろうとすると、相当煩雑というか、基準をどうするか、どうやって誘導していくのという難しさも出てくるでしょうねということですし、これは行政が判断すべきことなのか、あるいはもう少し、例えば地域で一定、審査をしていただいて、地域で判断をしていただくというような中で手続が行われるとか、いろいろなバリエーションがありそうかなと考えています。このあたり議論できればなと思っております。今の時点でこれがいいとか悪いとか言うつもりはないのですが、そういうところが課題になるかなとは理解しています。

○澤木委員長

ありがとうございます。いろいろさらに論点に踏み込んで御指摘をいただいていると思いますけれども。

そのほかの委員の方、いかがでしょうか。じゃあ下村委員、お願いします。

○下村委員

嘉名先生が随分まとめていただいたので、それで結構かと思うのですが、こうやってデジタル系で電飾を使って変化するところを、これからどういうふうにおさめていくかというのは、先ほど嘉名先生がおっしゃったとおりなのですが、もともと御堂筋

というのが南北の中心軸になっていますので、どこかで表記されていたかと思うのですが、基準が一樣では、1つではないのではないかと。南のほうと本町あたりから北のほうとでは随分業務系と商業系という範疇からいくと、大分違った場所性といいますか、アイデンティティーを持つのではないかなと思うわけです。

したがって、南のなんば周辺の風景、景観が、北まであまり伸び過ぎない工夫というのも一部必要があるのではないかなと思われま。屋外広告物を含めてですけど。ですので、東西軸方向の地域性も含めたゾーニングを発生させながら、地域ごとにどういうふうな戦略で街を活性化していくか。一概に全部否定するのは難しいという点もあるのですが、場所にもよるのではないかなというのが、今のところの私の思いではあります。

ですので、屋外広告物についても1つではないよという嘉名先生のお話をそのまま受けさせていただくと、あるタイプごとに分けるということと、ゾーンで分けた中での規制基準なんかを、もう少し奥深く事例も見ながら対応していく必要があるのではないかと。特に業務系でいいますと、明度を上げて彩度を下げるような、全国的にやられているようなグレイッシュというか、余り強調してない色というのが景観誘導といいますか、景観指導の基本原則的に動いているというのが、どこの市町村も一緒だと思うのですが。

それから言うと、相反するようなデザインが出てくるわけなのですが、それが絶対だめな場所もあれば、ある程度、許容範囲の場所もあると。その辺をどういうふうに事例を用いながら基準で誘導していくのか、一件一件、アドバイザーに相談するとか、都市景観委員会で審査するのか、何かそういう手だても含めて検討する余地があるのではないかなと、現在のところでは感じております。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほか。

○阿部委員

1点よろしいですか。

資料2-1の2枚目で、許可するという表現を使っているのですが、許可制にするのであればこれは法律的に言うと非常に大きな決断でありまして、届け出制にするのか、それとも、禁止の網をかけて、許可を得たものだけを認めるというやり方にするのかというのは、大きな違いです。もう一つは、良好なとか、見た目がよろしいといったようなフアジーな表現を使って、それを許可要件にするというのは、なかなか厳しくなってきましたので、許可制にするのであれば、かなり明確な、客観的な基準の提示が求められる

ことになります。

許可制という方向で行くのか、それとも、もう少し緩やかな届け出制にして、届け出してもらった後、協議を行うような形で、いわゆる指導的なやり方で誘導していくのかといったような、規制手法の問題というのは実は重要な論点になると思いますので、それも慎重な議論が必要かなと考えております。

○澤木委員長

貴重な御指摘ありがとうございました。この点については、市のほうでもどちらかというところは考えてないということよろしいでしょうか。

○佐藤都市計画局長

先ほど説明の中にもあったのですが、現在、点滅または動く広告物は原則禁止ということで、要綱による誘導ではありますが、基本的に設置不可としております。それを少し検証しようということなのですが、先ほど下村先生からも御指摘いただいたように、我々として単体規制をやるというより、むしろ美観誘導路線の中でこの項目があるのですが、ストリークのデザインとしていいのか悪いのか、全体のストリークのデザインがそこで、どういうものが損なわれてどういうものであればいいのか、あるいは昼間と夜とで、形態が違いますし、要綱を策定したのは昭和50年代前半ですので、当然デジタルサイネージというものが全くない時代で、点滅する広告物と動く広告物というものについて、赤い電飾などが舞っているようなものをイメージして、規制したのだと思われま。

だからそこを今日的な状況を踏まえ、広告物に対する規制の項目を見直そうということで、原則禁止というところが現状ですが、そこをどこまで可能とするか検討してゆけばいいのかという議論になるのかなと考えております。それも、やはり御堂筋はケーススタディーにしていますが、美観誘導路線は6つの路線を対象としているため、それぞれ違いますので、違う基準でやるのか、それとも一律にしたほうがいいのかなど、そのあたりの仕組みをもう1度考え直したいなど、そういう趣旨でございます。

○澤木委員長

よろしいでしょうか、阿部先生。今は原則禁止というような形で運営していますが、今後、阿部先生が御指摘のように許可制として規制する場合にはかなり基準を明確にしないとだめだよということです。

そのほか、福田先生、意見ありませんか。

○福田委員

デジタルサイネージ、海外ではソウルは有名ですし、シンガポールや上海などで結構設置されています。御堂筋の南側では、広告物と見るのか、看板と見るのか、それとももう、建築物の意匠の一部になってしまっているとも見える部分もあります。なので、そのあたり、どこまでの範囲をどのように対象と考えるかももう少し整理する必要があるかなと思います。

それから、デジタルサイネージを考えていく中で、やはり夜間の景観の中の位置づけというのも考える必要があるのかなと思います。夜間の景観がどのようにあるべきで、その中でこういった動くものとか、ファサード全体が光るものをどこまで認めるのかみたいなこともあっていいのかなと思います。

また、ストリートとして決めたとしても、景観というのは見る側と見られる側というものがあつたもので、規制をしている奥側の通路とかエリアが目立ってしまうということも逆にあるわけで、そうすると、せっかく規制しているエリアというのが全然、規制の効果やガイドラインの効果が発揮できないということもありますので、そのあたりをもう少し考えていくべきではないかなと思います。

もう一つ、先ほど阿部先生がおっしゃられた届出制とか許可制とかという話がありますが、数が増えたときに、どこまでを認めてどこまでを認めないというような判断の基準と、それから許可をしていく会議ですよ、会議の数が増えるということがあると思うので、1つの方法としては地域の中においてアドバイザーを雇って、協議を図り、判断していただくということも必要かなと思います。

○澤木委員長

ありがとうございました。そのほかの委員の先生、何かどうですか。じゃあ、中嶋先生。

○中嶋委員

ほかの先生方がおっしゃったことと、大体、意見は同じなのですが、やはり御堂筋を例にとってみても、エリアに分けるということは前提ではないかなと思います。

あともう一つ、規制を緩和するとして、基準などの見直しは必要なのですけれども、可能なら、例えば心齋橋より南の地域は、規制でルール化していただくだけではなくて、積極的にデザインをつくっていくような仕組みを景観条例だけではなくて、違う方法で同時に運用いただき、積極的に理想的な、大阪の心齋橋の南の景観としてふさわしいものをつくっていく他の仕組みも、一緒に御提案いただければいいのですが、もちろんそれが地域の人たちによる協議であったり、地区計画みたいな形で、そこだけ特区化していくような、

そういう方法も考えられると思うのですけれども、守るというより、つくっていくという姿勢が反映された制度が、特に心齋橋より南のほうは必要だなと思っています。

○澤木委員長

ありがとうございます。橋寺先生も御発言されますか、どうぞ。

○橋寺委員

広告なのか広告じゃないのかというのは、本当に難しいのじゃないかなと思います。南のほうだと、本当に今、色が変わる建物というのがあって、あれはビル事体を広告していると見ることもできますし、ここで扱うものは、そういう建物とは関係ないものなのかなともとれるので、その判断は難しいなというのが1点と。

美観誘導対象街路沿いの誘導をどうするかというのが、このテーマであり、多分イメージとしては、割と大型の動く映像というのが想定されていると思うのですけれども、そういったものが見える位置というのがないと、こういう広告というのは多分設置されないのので、少し広がりのあるところだったら、想定されるかなとか、街路沿いの規制なのか、それとも駅前なのか、他の市では駅前など、割とピンポイントの点としての場所での緩和とか規制とかという事例があるので、そのあたりは多分シミュレーションする際に、いろんなシミュレーションをしてみる必要があるのではないかなと思いました。

○澤木委員長

ありがとうございました。学識の委員の先生方、一通り御発言いただいた形になったので、いろんな論点が出されてきたと思いますので、少し事務局で整理をいただけたらいいと思います。

一応ここで検討に出された対象路線、特に御堂筋を中心というお話でしたけど、先ほど福田先生がおっしゃられた夜間景観のあり方みたいなものを景観計画の中で議論をやって、その中で御堂筋等を位置づけるといったような、目的にここだけを議論するのではなくて、景観計画を前提にして議論したほうがいいよという御意見もいただいたと思いますし、今、中嶋委員からいただいた、つくっていく部分が必要ではないかなというあたりも、御堂筋でなくても、例えば道頓堀とか、そういうところでどうやって規制のない中でつくっていくのかとか、少し全体的な議論も踏まえながら位置づけていくという部分と、許可制にするのか届出制にするのかといったコントロールの仕方の部分、実際に何らかの形で審査を行ったり、指導する場合の仕組みとして、行政の意向なのか地域の意向も取り入れるのか。新しい技術ですから、一定ではなくてどんどん内容、コンテンツが変わって

いく部分、そういったあたりをどうやってコントロールしていくのかという技術的にも難しい課題が色々あって、様々な御指摘をいただいていると思いますので、一応次回、秋頃のこの委員会では、4ページのA4のところにあります、本日いろいろ御指摘もいただきましたので、基準を見直すことのメリット、デメリットを整理いただくとか、課題を整理いただくとともに、フォトモンタージュで何かやってみるという想定もされているのですね。横浜市みたいな。

それと、広告事業者にヒアリングという形で、実際こういったデジタルサイネージ等、設置していこうとしている主体のほうのお話も聞いてみたいということが入れられておりますので、デザイナーの方にもお話を聞かれたらと思ったりもしますけれども、そういったところで少し論点を整理した上で資料を出していただいて、一、二回意見交換をしていくという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日は頭出しということで、一応クロス協議みたいな形ではなくて、御指摘いただいたところで、時間の関係もありまして、とどめたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは最後ですけれども一応、報告という形で、この間少し動きがあった御堂筋の活性化について、これは特に都市計画審議会のほうでディベートされたことですのでけれども、その報告をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○山田都市景観担当課長

今の報告の件、いろいろと御意見賜ったので、少し整理した上で次回にまた御議論賜りたいと思っております。

○事務局

(資料3-1、資料3-2) 説明

○澤木委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から御堂筋の活性化について、特に都市計画審議会のほうで検討されている内容について報告をいただきましたけれども、何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

この検討の間、こちらの都市景観委員会のほうが開かれてなかったという部分もあるのですが、都市計画審議会のほうでどんどん進んでいるという感じがあって、御堂筋は街並み誘導区域も存在するので、都市景観委員会のほうの意見も、都市計画審議会に上げていくということもあり得るかなと思っておりますので、事後にはなっていますけれども御報

告いただきました。いかがでしょうか。じゃあ、下村先生。

○下村委員

御説明いただいたので非常によくわかるのですが、例えば資料3-1の裏面に断面が描かれていて、寸法が入っているのですが、デザインまではなかなか決められない地区計画でありますので、ドイツのBプランみたいに、がちがちに形を決めてしまうというのは、なかなか今の建築の方々の自由度であるというところで言うと、少しやり過ぎだと思うのですが、やはり大串として御堂筋をどうしていくのか、目標像として描かれている御堂筋の全体のイメージをいかに地区計画をどう使っていけるかというところを、景観面では何か物が言えるのじゃないかなというふうに思うのです。

それで、ここの断面を見てみますと、ちょうど4メートルの歩道のセットバック部分までは記入されてはおるのですが、この公開空地部分、カフェテリアにするとかというようなお話がありましたけど、例えば業務系のところに全部カフェテリアができてしまったときに、やはりそうではないなと思いますし、もう少し詰めたほうがいいのではないかなとか思いますので、そのあたりを、どういう形で今後は推奨したり誘導したりしていくかというところのイメージを持っていく必要があるのではないかなと思います。

それと、これはなかなか書き切れないのですが、総合設計なんかでやられている公開空地を、アトリウムを設けたり、屋上部分にそういう公開空地を設けることを推奨するような、そういう絵柄が、この次のパターンとして出てきてもいいのではないかなと。それは結局、景観的に言うと御堂筋のイチョウの4本並木をまだ補足するような、民地側の緑の出し方であるとか空地の取り方であるとか、それを室内でとったりというふうなところまで、どこまで書けるのかなかなか難しいのですが、推奨のパターンの一例として建物内のアトリウム空間が屋上部分にまで伝わっていけるような絵柄が出てきてほしいというのは個人的な希望でもありますが。

○澤木委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。嘉名先生、何か補足されますか。

○嘉名委員長代理

私、専門部会にも都市計画審議会の委員ということで参加させていただいておりましたので、少し補足します。

事務局から御説明があったことと、実はその前の議題である資料2で検討していたデザイン性の高い広告物と、実は考え方は非常に似ているかもしれません。つまり、必要最低

限のルールを定めるというよりは、先ほど中嶋委員からもお話があったようにね、もっとクオリティーの高い、いい街をつくっていく、デザイン性の高い景観をつくっていくにはどうすればいいのかというところが1つ大きな論点になったように思います。

ですから、おっしゃるとおり、下村先生からも御意見が出たように、最低限のルールを定めて、それをクリアしていればいいですよという形での景観誘導、デザイン誘導ではないということですね。特に御堂筋に関しては、活性化ということが大きな課題になっているわけですから、より質を高めていただくというようなことをどうすれば実現できるのかということを中心に検討していくという経過です。

そういう意味では、方法としては地区計画を導入すると。そのあたりを中心に都市計画審議会の中では議論してきたということですが、冒頭、佐藤局長のご挨拶からもキーワードが出てきましたけども、エリアマネジメントというようなものと両輪で進めていかないと、やはりなかなかうまくいかないだろうということですね。地区計画では最低限のルールは定めるのだけでも、それだけではなかなかいい街、クオリティーの高い景観を持った街をつくっていくというところまで到達できないだろうと。その両輪をうまく組み合わせる形で、デザイン性の高い街に誘導していくと。そういう意味では、非常に新しい方向に踏み込んで動かしていこうということでございます。

今回から私も都市景観委員会にも参加させていただいたということですが、実はその景観の誘導の方法というのは、非常にポイントになる部分であると思っております、そういう意味では是非都市景観委員会でも積極的に取り上げていただいて、御意見をいただければと考えております。

○澤木委員長

ありがとうございます。その他の委員の方々、何かコメントありましたら。よろしいでしょうかね。

この御堂筋は旧美観地区で、景観法では景観地区という制度に移行していますが、その景観地区の地区指定の中身について、嘉名先生がおっしゃった御堂筋の望ましい景観のあり方や、地区計画とあわせて定義していくとか、そういったことも可能かもしれませんね。景観地区を定める際には都市計画審議会の意見を聞くといったような法的な規定はあるのだけど、逆があまり定義されていないので、どうもこの都市景観委員会は意見も聞かずに終わってしまうのかなという危惧はあったのですけれども、一応本日はこういった形で報告いただきましたし、嘉名先生が両方の委員になっているというお立場からも、都市景観

委員会からの意見も都市計画審議会へお伝えできるというお話がありましたので、市側でも調整いただいて、うまく連動して、御堂筋がいい形になっていけるような議論ができたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。各委員の皆様にも、いろいろ御協力をお願ひしたいと思ひます。

どうぞ、福田委員。

○福田委員

今、委員長がおっしゃったことに関連して、ほかの市町村でしたら、景観政策に関連する部分について、まず、例えば景観委員会にかけて意見を集約して審議会にかけてという、2段構えというのが結構増えてきていると思ひますので、是非、そういう仕組みを考えていただければと思ひました。

○澤木委員長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか、大体終了の予定時間が迫ってまいりましたけれども。本件、特によろしいですか。

それでは、以上、本日予定していた議題は全て終了いたしましたので、特に天王寺区の都市景観資源は、これから調査に行ってください審議をしていくこととなりますけれども、デザイン性の高い広告物による街並みの魅力向上に関する検討ですね。こういったところにも、たくさん御意見をいただきましたので、少し整理をしていただいて今後議論をしていく。さらに、御堂筋の活性化についても、都市計画審議会、あるいは地域等の目標について本委員会へも御報告いただきながら意見交換していけたらいいなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは進行を事務局のほうにお返しいたします。お願ひいたします。

○山田都市景観担当課長

澤木委員長どうもありがとうございました。また本日、長時間、熱心な御議論、また、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。今後とも委員の皆様には、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

なお、最初の議題で本日御議論いただきました都市景観資源についてですけれども、事前に現地調査をいつ実施するかということで御意向を伺っていたところなのですけれども、7月30日、それから8月7日、8月9日が、都合のつく方の一番多い日程でしたので、一応この3日間にわたって実施させていただき予定とさせていただきたいと思っております。

す。また詳細な日程等については後日御連絡させていただきますので、7月30日、8月7日、それから8月9日の3日間、御都合つく方については予定していただきたいと思っております。

○角田開発調整部長

最後に一言だけよろしいでしょうか。

先ほどの御堂筋の件、ありがたい御意見をいただきました。実は、地区計画という話もあるのですが、下村先生のご意見にもありましたように限界があるのですね、書くにしても法定計画です。やはりそれを補完する意味でガイドラインみたいなものをつくりたいと思っております、それが1点と。

それと、都市計画審議会の専門部会で御議論いただいた中で、何かにぎわいをつくるようなものを呼ぶにしても、インセンティブも要るのではないかと。容積だけじゃなくて、ほかのインセンティブ要るのではないのでしょうかという御議論もあって、それを現在、平行して。ですから、あのときにお題いただいたテーマというのは3つぐらいあったのです。形態の見直しと、それを補完するようなガイドライン、それと別途のインセンティブ、そういう議論であったと思います。

今申し上げた地区計画というのは、どちらかというと都市計画審議会事項だと思うのですが、むしろそのガイドラインとかインセンティブみたいなところで、我々もいろいろ、どのように進めていけばよいかという部分も正直ありまして、特にガイドラインなどはデザイン性の部分をかなり詳細化しないといけないと思っておりますので、もしよろしければ、お知恵を賜ればなと思っております。

○山田都市景観担当課長

それではこれもちまして、本日の第35回大阪市都市景観委員会については閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
